

第22期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

計算書類の個別注記表

(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.aqualine.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社アクアライン

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 子会社株式 移動平均法による原価法

b. その他有価証券
・時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

a. 商品、製品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

b. 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

車両運搬具 2年～4年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

a. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

b. その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 工事補償引当金

修理済給排水・衛生設備に係る一定期間の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく補償見込額を計上しております。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 180,630千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	1,924,000株	一株	一株	1,924,000株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第1回新株予約権	普通株式	80,000株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月27日 定時株主総会	普通株式	19,240千円	10円	平成28年2月29日	平成28年5月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成29年5月30日開催の定時株主総会において次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	28,860千円	15円	平成29年2月28日	平成29年5月31日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	179千円
未払事業税	4,575
投資有価証券評価損	11,531
貸倒引当金	14,718
工事補償引当金	192
その他	880
繰延税金資産小計	32,076
評価性引当額	△25,383
繰延税金資産合計	6,693
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	6,693

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産の金額の修正

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.0%から、平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に、平成31年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.4%になります。

なお、この税率変更による損益に与える影響は軽微であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期限であります。長期借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で4年9か月後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,026,435千円	1,026,435千円	－千円
(2) 売 掛 金	145,360		
貸倒引当金 (※)	△2,077		
	143,283	143,283	－
資 産 計	1,169,718	1,169,718	－
(1) 買 掛 金	72,931	72,931	－
(2) 未 払 金	258,232	258,232	－
(3) 未 払 法 人 税 等	61,078	61,078	－
(4) 未 払 消 費 税 等	38,424	38,424	－
(5) 長 期 借 入 金	204,180	204,407	227
(6) リ ー ス 債 務	126,810	126,657	△153
負 債 計	761,658	761,733	74

(※) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	495円75銭
(2) 1株当たり当期純利益	114円26銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、平成29年3月22日開催の取締役会において、次のとおり子会社設立を決議いたしました。

(1) 設立の目的

当社は、全国47都道府県の一般家庭で起こる急な水まわり（台所・トイレ・浴室・給排水管）のトラブルを解消する、水まわり緊急修理サービス事業を主力事業としております。また、当事業では中長期の重要施策としてリフォーム市場への事業領域拡大を目指しております。リフォーム市場は、将来的な人口減少に伴い新設住宅着工戸数の減少予測、住宅ストックビジネス市場の拡大見込み、リフォームによる住宅の長寿命化や資産価値の向上を求めるお客さまの増加による需要の拡大が見込まれております。

平成25年の住宅リフォーム市場規模は約7.4兆円であり、国土交通省の施策である新たな住生活基本計画では、住宅ストックビジネスの活性化に向け既存住宅流通・リフォームの市場規模を20兆円にすることを目指しております。（出典：国土交通省 「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月公表））

新会社は当社と連携して、これまで当社が創業以来培ってきた水まわり緊急修理サービス事業の営業や技術ノウハウならびに年間約10万件の施工実績をもとに、新しいリフォーム紹介事業を開始します。お客さまのご自宅へ伺い、お客さまと共にご希望に合うリフォームプランと施工店を選ぶサービスを提供します。

これにより、当社は更に事業の拡大・発展と企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 設立する子会社の概要

① 商号	リモデルコンシェルジュ株式会社
② 住所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大垣内 剛（当社代表取締役社長）
④ 事業内容	建設業者の仲介および斡旋
⑤ 資本金	25,000千円
⑥ 出資比率	株式会社アクアライン 100%
⑦ 設立時期	平成29年5月